総合

訪日客免税

出国時払い戻しに

与党税制改正大綱　変更方針盛り込む

自民、公明両党は、2024年度の与党税制改正大綱を決定した。訪日外国人旅行者向けの消費税免税制度では、国内での転売などの不正防止に向けて、出国時に免税分を払い戻す方式に変更する方針を盛り込んだ。具体的な開始時期は示さず、25年度の税制改正において制度の詳細などを詰める。

国内転売など不正防止へ

いわゆる「転売ヤー」に対策を講じる。与党の税制改正大綱では、「足下では多額、多量の免税購入物品が国外に持ち出されず、国内での横流しが疑われる事例が多発している」と指摘。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者から即時徴収を行っても、その多くが滞納となってしまうことを課題に挙げた。

現在、訪日外国人旅行者は、免税店では消費税が免税された価格で商品を購入できるが、制度改正後は、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に税関において商品の持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとする。

国内転売を目的とした高額、高頻度の免税購買は、制度の悪用にとどまらず、免税店が免税申告を否認されるリスクもある。不正排除のために免税店が負う業務負荷も課題となっていた。

新制度の検討に当たっては、「外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、2025年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る」との方針を示した。

外国人旅行者向けの免税制度はこれまで、免税対象に消耗品を加えるなどの大幅な制度拡充により、インバウンド消費を促進してきた。19年の訪日外国人旅行消費額は過去最高の4・8兆円となり、観光立国推進基本計画では、早期に5兆円を達成する目標が掲げられている。

与党の税制改正大綱では制度見直しに併せて、「外国人旅行者向け免税制度は、免税店数の拡大と外国人旅行者の利便性向上を図り、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。観光立国の実現に向けて、引き続き、本制度の活用を推進していくことが肝要」と指摘している。

なお、24年度の税制改正では、横流しされた免税購入物品と知りつつ仕入れた場合には、その仕入税額控除を認めないこととする措置を講じる。【向野悟】

飲食伴う交際費の非課税

上限1万円に引き上げ

企業の会食など需要喚起

2024年度の与党税制改正大綱に、企業が接待などで使う飲食を伴う交際費について、損金として非課税にできる金額水準を現行の1人1回5千円以下から1万円以下に引き上げることが盛り込まれた。物価上昇など費用の実態を踏まえた。企業による会食などの機会が増え、飲食店、旅館・ホテルなどの利用が増えることが期待される。

（関連21面）

「デフレマインドを払拭（ふっしょく）する観点から」として交際費課税を見直した。損金不算入となる交際費の範囲から除外される一定の飲食費にかかる金額基準について、1人当たりの上限額を1万円に引き上げる。

交際費にかかる減税措置の拡充には、コロナ禍で疲弊した飲食業などを支援する狙いもある。企業の会食需要などを喚起し、消費を押し上げる効果が期待されている。

モデル宿泊約款を改正

観光庁　改正旅館業法を反映

観光庁は、改正旅館業法が2023年12月13日に施行されたことを受けて、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館向けに策定しているモデル宿泊約款を改正した。観光庁のホームページ内に掲載しているほか、宿泊業団体を通じて宿泊施設に周知している。実際には、国際観光ホテル整備法の登録ホテル・旅館だけでなく、多くの宿泊施設がこのモデル宿泊約款を参考にして各施設の宿泊約款を作成している。

旅館業法の改正内容を反映させた。改正旅館業法では、宿泊拒否事由にカスタマーハラスメントが追加され、特定の要求行為を行った者の宿泊が拒めるようになった。また、宿泊拒否事由の一つが、感染症法上の1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症などの「特定感染症の患者等であるとき」と明確化された。この他にも、特定感染症が国内で発生している期間に限り、宿泊者に感染防止に必要な協力を求めることができるようになった。

モデル宿泊約款改正の主なポイントは次の通り。

▽施設における感染防止対策への協力の求め（第4条の2）

宿泊事業者は、宿泊しようとする者に対し、体温や健康状態の報告等、旅館業法第4条の2第1項の規定による協力を求めることができることとした。

▽宿泊契約締結の拒否（第5条）

宿泊拒否事由の「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」を「特定感染症の患者等であるとき」として明確化した＝第5条（6）。

宿泊しようとする者が、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき、宿泊契約を解除することができることとした＝第7条（6）。

▽宿泊の登録（第8条）

宿泊者名簿に記載する事項として「職業」を削除し、「連絡先」を追加した。

観光・旅行関連団体

2024年 総会・大会日程

▽日本旅行協定旅館ホテル連盟＝3月6日、東京都豊島区・ホテルメトロポリタン

▽国際観光日本レストラン協会＝3月6日、東京都江東区・東京ビッグサイト

▽東武トップツアーズ協定旅館ホテル連盟＝3月15日、東京都墨田区・東武ホテルレバント東京

▽東武トップツアーズ協定輸観光施設連盟＝3月15日、東京都墨田区・東武ホテルレバント東京

▽日本添乗サービス協会＝3月26日、東京都品川区・きゅりあん

▽日本ホテル協会＝3月27日、東京都千代田区・帝国ホテル

▽KNT―CTパートナーズ会＝5月29日、東京都港区・シェラトン都ホテル東京

▽JTB協定旅館ホテル連盟＝6月5日、東京都新宿区・京王プラザホテル

▽日本旅館協会＝6月6日、東京都港区・ホテルインターコンチネンタル東京ベイ

▽日本観光振興協会＝6月6日、東京都港区・東京プリンスホテル

▽全日本ホテル連盟＝6月13日、東京都千代田区・ホテルメトロポリタンエドモント

▽日本バス協会＝6月14日、東京都千代田区・経団連会館

▽国際観光施設協会＝6月17日、東京都千代田区・ホテルメトロポリタンエドモント

▽全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会＝総会・6月18日、北海道札幌市・定山渓万世閣ホテルミリオーネ、大会・6月19日、北海道札幌市・札幌パークホテル

▽日本温泉協会＝6月25日、宮城県仙台市・秋保温泉・伝承千年の宿佐勘

▽全国旅行業協会＝6月27日、東京都千代田区・都市センターホテル

▽農協観光協定旅館ホテル連盟＝7月2日、東京都江東区・ホテルイースト21

▽読売旅行協力会＝全国理事総会・7月5日、東京都新宿区・京王プラザホテル

▽日本旅行業協会＝未定

▽T―LIFE協定連盟＝本部総会は隔年開催のため次回は2025年に実施予定

世界大波乱と観光立国

私の視点 410

観光羅針盤

石森　秀三

今年は1月に台湾総統選挙、3月にロシア大統領選挙、4月に韓国総選挙、11月に米国大統領選挙があり、選挙結果次第で大波乱が生じる可能性がある。さらに異常気象の頻発、新たなパンデミックの発生、グローバル・ノースとサウスの対立、ロシアによるウクライナ侵攻での核兵器使用、ガザでのジェノサイド（集団殺りく）深刻化、習近平独裁政権の行方も懸念されており、今年は「大波乱の年」になる可能性が大である。

世界大波乱を前提にして、世界の中の日本の位置付けを知っておくことは重要だ。昨年5月に広島でG7サミット（先進国首脳会議）が開催されたが、G7各国の1人当たりGDP（国内総生産）を比較すると、2000年には日本がトップだったが、2023年には最下位に転落している。

スイスの国際経営開発研究所（IMD）が毎年公表している「世界競争力ランキング」では、日本は1989年に世界第1位であったが、2023年は世界35位に転落。23年のアジア諸国ではシンガポール（世界4位）、台湾（6位）、香港（7位）、中国（21位）、韓国（28位）などが並び、日本よりも下位はインド、フィリピン、モンゴルだけ。「政府の政策が適切でないためにビジネスの効率性が低下し、国全体の競争力が低下する」という悪循環が指摘されている。日本は1980年代に「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と称賛されたが、今や冷笑の対象だ。

OECD（経済協力開発機構）の平均賃金統計でも、日本は1990年406万円、2020年424万円で、30年間ほとんど変化なし。韓国は1990年240万円、2020年462万円で既に日本を凌駕（りょうが）。1995年の非正規雇用制度導入で現在では労働者全体の約4割（2千万人）が非正規雇用。税金等の国民負担率は1970年代に20%台であったが、現在は48%に増加している。少子高齢化の進展で超高齢化社会の世界先頭を走っており、その結果として労働力不足が深刻化している。日本はもはやかつてのような「豊かな国」ではなく、高齢者が老後に不安を抱え、若者が将来に夢を持てない「哀れな国」へと滑落している。

私は、今から40年以上前に観光研究に踏み込んだ。その時に他の研究者から「なぜ観光のようなくだらないテーマを選んだのか？」と冷笑された。また講演の際に「一つの国や地域が観光を当てにしだしたら、おしまいだ」とバカにされた。

日本では国力衰退に伴って、21世紀に入ると「観光立国」が声高に叫ばれるようになった。もちろん、観光は極めて重要であるが、観光産業は波乱に弱いフラジャイル（もろい、虚弱な）体質を有している。世界大波乱の到来に伴って、国主導による「インバウンド観光立国」最重視ではなく、各地域の民産官学の協働による地域人財と地域資源の持続可能な活用に基づく、自律的で質実多彩な観光地域づくりに重点を置くべきだ。

沖縄では今「エシカルトラベル」が推進されている。それは「旅人と地域の人が互いに敬意と思いやりをもって出会い、その土地の暮らしや自然環境に心を配る旅のかたち」であり、世界大波乱の時代にふさわしい観光地域づくりである。

（北海道大学観光学高等研究センター特別招聘教授）

日本温泉協会が理事会

役員選考委員を選出

日本温泉協会の理事会

日本温泉協会（笹本森雄会長）は12月11日、東京都千代田区の全国旅館会館で理事会を開催した。2024年度の事業計画案などを審議。温泉資源保護に向けた地熱開発に対する要望活動、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録を目指す活動などを重点に事業を推進する。また、24年度が役員改選期に当たるため、役員選考委員を選出した。

24年度の事業計画案の柱は、地熱開発対策やユネスコ遺産登録の活動ほか、入浴エチケットポスター販売による入湯客のマナー向上▽機関誌「温泉」、ホームページ「温泉名人」、SNSによる温泉情報の発信▽「温泉検定」の実施を通じた温泉知識の普及▽温泉モニタリング装置の開発、普及への協力▽レジオネラ属菌対策と温泉に関する新たな課題への対応―など。

24年6月の会員総会に諮る役員改選案を検討する役員選考委員の選任結果は次の通り（敬称略）。

石村隆生（神奈川県・箱根温泉郷）▽岡村興太郎（群馬県・法師温泉）▽佐藤好億（福島県・二岐温泉）▽坂内和孝（鳥取県・皆生温泉観光）▽廣川登美子（栃木県・那須温泉郷）▽前田眞治（学術部）

講演会のご案内

本紙読者ご招待

日頃は本紙をご愛読頂きありがとうございます。 さて本紙加盟の公益社団法人日本専門新聞協会では下記要領で恒例の「新春講演会」を開催いたします。

この講演には本紙読者の皆様も参加できますので、 多数のご参加をお待ち申し上げております。

日　時　令和6年1月25日（木）15時30分～17時00分（15時00分 開場・受付）

開催場所　経団連会館4F「ダイアモンドルーム」東京都千代田区大手町1-3-2 TEL 03-6741-0222

開催内容　講　師：株式会社日本総合研究所 主席研究員　藻谷浩介 氏

テーマ：「日本の進む道―本当のところどの点がダメで、どの点が大丈夫なのか？ そして生き抜くために、どう対処したらよいか―」

申込方法　下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはE-Mailにて令和6年1月22日（月）までにお申し込み下さい。 折り返しFAXまたはE-Mailで参加券をお送りいたします。

募集人員　先着200名様（参加無料）

申込先　FAX 03-3508-8888　TEL 03-3597-8881　E-Mail　kouen@senmonshinbun.or.jp

参加申込書

ふりがな 氏名		年齢	歳
電話		FAX	
E-mail			
会社名又は団体名			
本紙新聞名			

JTBが目指すこれから～海外旅行×サステナビリティ～

今までの旅行に“地域への思いやり”を加えて、未来へつながる新しい海外旅行へ。
JTBは旅行に参加することで、旅先の伝統文化や美しい自然環境を
守り続ける取り組みをこれからも行ってまいります。

たとえばハワイではこんなことに取り組んでいます。

環境保護 Environmental Protection

★電気バス

環境にやさしい技術でオアフ島の大気汚染を軽減することを目的に、ハワイ州で初となる100%電動のバスを導入しました。

社会開発 Social Development

★ホノルルフェスティバル

1995年日米友好を目的に始まり、現在ではハワイ最大級の国際的な文化交流イベントに発展。JTBはコーポレートパートナーとして、本イベントを応援しています。

責任ある観光 Responsible Tourism

★コアの木植樹プロジェクト

ハワイで進められている雨水を使用した森林再建。この活動の趣旨に賛同しコアの木の植樹を進めています。

謹賀新年

旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。
二〇二四年、JTBグループは回復・成長から、飛躍に向けて羽ばたけるよう精進してまいります。
皆さまに信頼いただける事業パートナーとして、これからも変わらぬご指導・ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

株式会社JTB
代表取締役 社長執行役員　山北　栄二郎

JTB 感動のそばに、いつも。